

平成22年第2回土別市議会定例会会議録(第2号)

平成22年6月15日(火曜日)

午前10時00分開議

午後 2時06分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(20名)

副議長	1番	遠山昭二君	2番	十河剛志君
	3番	松ヶ平哲幸君	4番	渡辺英次君
	5番	丹正臣君	6番	粥川章君
	7番	出合孝司君	8番	伊藤隆雄君
	9番	谷口隆徳君	10番	国忠崇史君
	11番	小池浩美君	12番	山田道行君
	13番	井上久嗣君	14番	岡崎治夫君
	15番	田宮正秋君	16番	神田壽昭君
	17番	菅原清一郎君	18番	斉藤昇君
	19番	岡田久俊君	議長	20番 山居忠彰君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
副市長	城守正廣君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	鈴木久典君
市民部長	有馬芳孝君	保健福祉部長	織田勝君
経済部長	伊藤暁君	建設水道部長	土岐浩二君
朝日総合支所長	川越一男君		
市立病院長	吉田博行君		

教育委員 会長 尾崎 学 君 教育委員 会長 安川 登志男 君

教育委員 会長 石川 誠 君
生涯学習部

農業委員 会長 松川 英一 君

農業委員 会長 山本 良文 君
農務局

監査委員 三原 紘隆 君

監査委員 局長 岡 強志 君
農務局

事務局出席者

議事 局長 藤田 功 君

議事 局長 小ヶ島 清一 君
農務局

議事 局長 東川 晃宏 君

議事 局長 御代田 知香 君
農務局

議事 局長 岡村 慎哉 君

(午前10時00分開議)

議長(山居忠彰君) ただいまの出席議員は全員であります。これより本日の会議を開きます。

議長(山居忠彰君) ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(藤田 功君) 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(山居忠彰君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は11名であります。

あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

5番 丹 正臣議員。

5番(丹 正臣君)(登壇) 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

初めに、口蹄疫対策について、本市の取り組みについてお伺いするものであります。

4月20日に宮崎県下で口蹄疫が発生し、確認されました。今なお、終息するどころか猛威を振っているということで、本当に危惧している一人ではございますけれども、現在、新聞報道等によれば牛や豚、羊など既に10万頭が殺処分されたと聞いておりますし、この被害額を考えれば相当なものと思っております。国内においても大きな問題となっております。私は、宮崎県下の被災農家の皆さん、更には関係者の皆さん方に心からこの機会にお見舞いを申し上げ、一日でも早いこの事故の終息を期待するものでございます。

口蹄疫を調べてみれば、牛や豚、羊などが高熱によって発生する熱性伝染病であり、現時点では治療法がないとされております。また、感染する動物が広く、接触感染でなくて空気感染もあるということで、伝染力の極めて高い病気だというふうに聞いております。

北海道では4月21日から31日まで、全道の家畜農家1万450戸を対象に調査したところ、被害に遭っている家畜はないということで確認をされております。我が士別市においても、さきの市長の行政報告の中で、5月12日には農協、共済組合、近隣2町、更には家畜農家の代表者等で組織する対策会議を開いて、注意喚起、更には薬剤を配付し、防疫対策、防疫検査をしている、そういうところであります。

我が士別市は大和牧場、更には世界のめん羊館、畜産農家、今のところ69戸あるように理解をしておりますけれども、またサフォークランド士別として観光産業にも観光施設にも力を入れている町でございますので、このことが発生しないように、なお一層の管理体制に万全を期してもらいたい点でございます。

また以前、聞くところによれば畜産農家、酪農家が、九州方面から牛の導入、移動があったというふうに私は認識をしておりますけれども、現時点でどのような移動があるのかお知らせ

をいただきたいと思います。

また、口蹄疫対策について、全道でいろいろな面でのイベント、例えば牛であれば共進会の中止、さらには農業関連のイベントの中止等々がなされております。我が士別市においても、今後、夏場にかけて各種のイベントが予定されておるといふふうに思っていますけれども、そのことについてもし中止等々があるとするならば、市としてどのような対応をするのか。北ひびき農協としては機械博を通常やっているんですけども、今年については中止をするということに今決まっております。

また、畜産農家に対しましては、先ほど言ったように、いろいろな組織の中で注意喚起をしているのでありますけれども、私どもを含めて、畜産に関係のないと言ったら語弊があるんですけども、一般市民は余りこの問題について危機意識を持っていない。ただ、広報紙等々で士別市の取り組みが報道されているんですけども、そのことについてまだ注意喚起をする必要があるんでないか、そんな思いをしているところでございますし、更に最近シカの被害が増大しているということで、今年からシカ対策についていろいろなやりくりをしているんですけども、聞けば今年800頭のシカを捕獲したと。しかし、ここで問題なのは、シカにもこの口蹄疫がうつる、感染するということもありますので、その対策等々について、士別市としてどのような対策を求めているのかお聞きをすることでございます。

次に、農家の戸別所得補償方式についての今後の見通しについて理事者の考え方を求めます。

昨年、自民党と公明党の政権から民主党の政権へと政権が交代をいたしました。そのことによって農業政策も大きな転換期を迎え、政策も大きく変わろうとしておりますし、国民も大きな期待をしているのも事実でございます。農業については、御承知のとおり、今までは交付金近制度の中で、地域の特色を生かした交付金の配分等々がなされていたわけでございますけれども、今年度からは水田利活用自給力推進事業とあわせて、水田農家に対する実験的なモデルとして戸別所得補償方式が実施されておるわけでございます。

農業は申すまでもなく国の基幹産業であり、我が士別市においても紛れもなく農業を基幹産業とする士別市であり、国の政策・方針によって大きく変化するのが農業でございますので、特に来年度から本格的に実施される水田農業、畑作農業がどうあるべきかということについてのマスタープランはまだでき上がっていない状況でございます。

北海道はとりわけ転作率が高く、我が士別市も、その中であって大きく転作に依存している地帯であります。そこであって、今まで転作奨励金の額によって一定程度農家経済を維持してきたという側面から見て、転作田の位置づけが畑作農業とどうなっているのか。これは、畑作農家を主体とすれば十勝や北見方面が圧倒的な優位を誇るんですけども、我が士別市のように水田を転作しているのを、転作田を畑作というようにカウントされれば、かなり打撃があるようにも思うのでありますけれども、その辺の考え方をお聞きするわけでございます。

農家は、今年春先から非常に厳しい気象状況の中で農作業が一段落をして、あとは秋を迎えるだけでございます。しかしながら、9月になれば先ほど言いました転作田における麦作の作

業が始まりますので、9月の議会でなくして、きょうの6月議会にその考え方を求めるわけでございますけれども、どうかこの転作率の高い我が地域がマイナスイメージにならないように、また自給率の低い麦だとか大豆を生産することによってこの地域がよくなるような、農業者が安心の持てるような経営ができるようなことにしなければならないということで、きょう6月の議会にこの考え方をただすものでございます。

生産地の主産地であるべく我が土別市が道や国に対して積極的に提言活動、要請活動をしながら農家経営を守る必要があるんでないかと思うんですけれども、その辺の見解を求めるものでございます。

次に、上土別国営農地再編事業の見通しについて、これは我が土別市にとっても、上土別区にとっても大きな事業でありますので、今まで何回となくこの議会等々で論議をしてきております。これは地域の長年培った計画でもありまして、この事業といたしましては、我が土別市においても155億円というビッグプロジェクトでもあります。そんなことで、昨年、新規事業として採択されて非常に大きな期待が寄せられている事業であります。今年度の実施計画では15億円を予定していた事業でございますけれども、6億円の事業ということで、計画どおりの実施が困難になっております。地域農業者の不満が高まっているというふうに聞いております。

今年度は、国の農林予算の中で特に、先ほど言いましたように、水田農業に対する戸別所得補償のモデル事業として5,600億等々の予算をそっちに回すから、予算が大幅に削られたというように聞いております。どの地域においても共通の課題として高齢化後継者が進み、問題となっております。また、この事業は、農家だけでなくして多くの事業者の関係する、公共事業性も多く含んでおる事業でもございますし、経済効果も多く見られる事業でもあります。

このこと等々を踏まえて、市長は、国や関係機関に強い運動を展開していると聞いております。そうならば、来年1年、今年の不足分を来年度に向けてどのような形で確保しようとしているのか。この事業は、聞けば、国の法律で8年間の期間が決定している事業でございます。単純に計算すれば今年の6億ではかなり増額しないと、そしてそのことによって工事が停滞することによって、地域が、先ほど言ったように高齢化も進むものでありますから、農家をやめるだとか事業に参画しなくなるだとかそういう悪影響も心配されますので、そのことについては市長部局は十分認識をしていると思いますけれども、市長に今までの経過、運動等について力強い意気込みを聞かせていただいて、この機会に地域の皆さん方に安心を与える、それも一つの仕事でないかと思っておりますので、よろしく願いをする次第でございます。

次に、議題の中で道路のことについてお尋ねするということで文言が入っているんですけれども、私の調査不足等々もございまして今回は取り下げをし、今申し上げた農業問題3点について理事者側の適切なる答弁を求めて、私の一般質問といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 丹議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から戸別所得補償制度及び上土別国営農地再編整備事業の今後の見通しについて答

弁申し上げ、本市における口蹄疫対策については経済部長から答弁いたします。

まず、所得補償制度につきましては、お話しのように、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整え、水田経営の所得を安定させるとともに、食料自給率の向上を図るという観点から、本年度は、米をモデル事業として、更にはこれまでの産地確立交付金にかわる新たな対策として、水田利活用自給力向上事業が実施されたところであります。特に水田利活用自給力向上事業は、作物ごとの単価を全国一律としたため、本市のような高い転作率を中心とした地域においては極めて大きな減収となり、こうした地域の声を受けて、農水省は、本年度に限り激変緩和措置を講じたものであります。

そこで、次年度から実施されます戸別所得補償制度についてであります。国は米の補償に加え畑作物も実施するため現在制度の設計を行っておりますが、道はこの制度にかかわって国に対し意見反映をするため、道内の市町村や農協等の関係機関を対象として意見交換会を実施し、上川管内では4月15日に本市で開催されたところであります。

特に丹議員が心配されている水田利活用自給力向上事業については、1点目に、これまでの産地確立交付金の水準を確保すること、2点目に、9月には23年度産の小麦の播種が始まることなどから、営農計画に支障を来さぬよう早急に新制度設計を掲示すべきであること、3点目には、本市農業にとって極めて重要な輪作体系の確保の観点からも4品目にこだわらずすべてを対象とすべきであること、更には4点目に、経営規模の大小にかかわらずすべての農家を対象とすべきであることなど、戸別所得補償制度全般に係る地域の課題や問題点についてしっかりと申し上げてまいりました。

また、4月に開催されました道北市長会において、生産費や販売価格の算出方法などについて地域間や農家間において不公平感が生じないような制度設計を行うこと、更には、その制度設計は現場が混乱を来さないよう速やかに示すことなどについて、本市として国へ強く要望するよう私から提案したところであります。

議員のお話にもありましたように本市は転作率も高く、今日まで麦・大豆等を初めとした畑作物の自給率向上にも大きく貢献しており、新たな制度設計においては農家所得が確保され、何としても本市の基幹産業であります農業と地域を守り、農業者が安心して意欲の持てる経営が図られるよう、今後におきましても関係機関・団体とも十分連携を図り、あらゆる機会を通じて地域から大きな声を発してまいりたいと存じます。

次に、上士別地区国営農地再編整備事業の見通しについてのお尋ねがございました。

本事業は、大規模な農地の区画整理や用排水の整備にとどまらず、地域みずからが集落営農を目指し、新規参入や雇用なども創出でき得る新たな農村コミュニティーを形成する本市農業・農村のモデルとして発信していくものであり、計画どおり事業が実施されるよう、今日まで精力的に提案活動をいたしてまいったところであります。

しかしながら、国の予算減額に伴う事業量の縮小により当初計画していた事業の遂行が困難になったことについては、さきの議会において山田議員、更には菅原議員にお答えをいたしま

したように、極めて憂慮すべき事態であると受けとめているところであります。

また、今後このようなことが続くとなれば、地域を担う農業生産法人化計画の達成、更には受益者個々の営農計画に影響を及ぼすと考えておりますし、何よりも、これまで農家の方々の熱意によって築き上げられてきた事業目的そのものが根底から覆されてしまうことが危惧されるところであります。

ただ、今回、全国的に土地基盤整備事業の新規事業が大幅に凍結され、また継続事業についても相次いで中止となった中で、本市の上士別地区国営農地再編整備事業は、事業費そのものは削減されたものの今月の2日には入札を終え、17日には施工業者が決定し工事に着工できると伺っており、ひとまず安堵いたしているところであります。このことは、平成17年から今日に至るまで、期成会を初め関係機関が一体となって事業採択や予算の確保のため懸命に提案活動をし、何としてもこの事業を成功させるという熱意のたまものと認識しております。

こうした地元の熱意にこたえるためにも、私はまず、丹議員のお話のように、本年度計画していながら実施でき得なかった分と23年度分を合わせ、明年度に実施できるよう強く提案してまいりたいと考えております。平成28年度までには計画どおり事業が完了することとあわせ、本事業は国が新たに食料・農業・農村基本計画の中で推し進める食料自給率の向上に向けた最たるものと考えておりますので、事業名を国営農地再編整備事業から自給率向上農地再生事業として本事業の必要性を強く訴えていくとともに、受益農家の皆様が将来にわたり安心して営農に取り組みながら事業を実施していただけますよう、期成会及び関係機関とともに粘り強く働きかけてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君）（登壇） 私から口蹄疫対策についてお答えをさせていただきます。

宮崎県で発生している家畜伝染病口蹄疫に対する本市の対策についてお尋ねがございました。中国、台湾、韓国などでは頻繁に発生しているものの、国内では10年ぶりの発生となり、これまで経験のない甚大な被害が生じていることから、5月28日には国段階で、予防的殺処分による感染防止対策や処分農家への損失補償などを定めた特別措置法が制定され、ワクチン接種と被害拡散防止のための緩衝地帯を設けるなど、国を挙げての口蹄疫撲滅対策が全力で注がれています。しかしながら、先般、発生地帯から50キロ離れた全国最大の畜産地帯であります都市部へと感染が拡大している状況もあり、早期鎮静化を強く願っているところであります。

そこで、酪農・畜産王国北海道として口蹄疫の侵入防止に万全を期す必要があることから、5月21日には北海道口蹄疫侵入防止対策本部、その後、上川総合振興局口蹄疫侵入防止対策本部がそれぞれ設置され、防疫対策徹底の指導や関係機関・団体との連携した対策が講じられております。

本市におきましても、これに先立ち5月12日に近隣2町、農協等との対策会議を開催し地域全体での取り組み方針を確認し、5月20日には、乳牛、肉牛、養豚など家畜ごとの団体や共済、

農協、普及センター、市などで構成する土別市家畜伝染病自衛防疫組合が中核となり、消毒液の全戸配布、更には啓蒙活動を実施するなど農家みずからの防疫対策を強化し、中でも羊と雲の丘やかわにしのお農家などのふれあい牧場におきましては不特定多数の見学者が訪れることから、5月26日から、消毒液の設置に合わせてウイルス感染を受けないよう接触やえさやり禁止の措置、見学場所以外の農場への進入禁止の措置を講じ、5月28日には市内畜産農家に対して牧場内への無断立入禁止の表示板を全戸配布するなど、それぞれ対策を講じているところであります。

また、畜産農家へ出入りする牛乳集荷車、飼料運搬車、家畜運搬車及び共済診療車などもみずから消毒器具を装備し、出入りの際には小まめな消毒徹底に努めており、5月30日から実施した大和牧場の一斉入牧作業においても家畜運搬車や一般車両の消毒を実施するなど、畜産農家はもとより、関係機関一体となって対策に取り組んでいるところであります。

しかしながら、先ほど申し上げましたように依然として終息の見込みが立たない状況にありますことから、道内はもとより本市への侵入防止対策として、靴底への付着によるウイルス感染を防ぐため、不特定多数の方が出入りする主な公共施設などやイベント開催時に、消毒マットの設置や生石灰の散布などの防疫対策を講じることとし、これに要する費用について、本定例会において補正予算の計上を予定しているところであります。

また、道外からの家畜の移動をどう把握しているかのお尋ねがございました。

畜産農家が道外から家畜を輸入する場合には、伝染病などの侵入防止のため、北海道家畜保健衛生所へあらかじめ届け出を行い、導入後は隔離施設で飼育し、健康状態を3週間にわたり異常がないかチェックしてから一般畜舎に移動する、着地検査という制度が定められております。この検査要領に基づき繁殖を目的とする牛や豚ではこの着地検査を継続的に実施し、本市においても繁殖和牛やSPF繁殖母豚が定期的に道外から輸入されておりますので、外貌などによる臨床検査、更には特定の疾病の有無を調査するための血液検査等を実施し、また繁殖用以外の肉用牛、保育・育成牛を道外市場から購入の際には、健康管理の委託を受けた指定管理獣医師の指示のもと各自が固体管理を行いながら着地検査を実施し、健康で安全な家畜の導入に努めているところであります。

今回の口蹄疫の発生に伴い、北海道としては5月20日より宮崎県、鹿児島県、熊本県、大分県の4県から牛・豚など偶蹄類の輸入を禁止しましたことから、九州方面からの家畜の移動は現在ないものと把握しているところであります。

また、今後開催が予定されている各種イベントへの対応についてであります。道北地区めん羊協議会が実施主体となり、8月の産業フェアに合わせて本市で開催を予定しておりました全道規模の共進会につきましては、羊が全道各地から集合することになり、不特定多数との接触を避ける必要がありますことから、感染防止に万全を期すため中止とし、別の日程で羊の飼養管理講習会を開催することとしております。

このほか、今後ハーフマラソン、岩尾内湖水まつり、天塩川まつりなど各種イベントが予定

されておりますが、市内・道内からの観光客が大部分を占め、この中で家畜と接触する行事も予定されていないことなどから、計画どおりの開催を予定しているところであります。

また、一般市民への注意喚起に向けた対策につきましては、畜産農家が消毒徹底に努めている状況や関係機関一体となって侵入防止に努めている状況を新聞報道などを通じ周知するとともに、6月の士別市広報におきましても、海外や道外への旅行の際には畜産関係施設の立ち入り自粛や、観光牧場では手や靴底の消毒について協力をお願いしているところであります。

先般、道市長会・町村会など関係団体により大型ポスターが急遽作成されましたので、6月7日にはJR士別駅、公共施設、農業関係施設及び宿泊施設等に配付し、道内外からの来訪者へ協力をお願いしているところでもあり、更には現在、野外スポーツ・レジャーの際、靴の消毒や野生動物への接触を避けることなどの啓発ポスターも同時に作成中でありますので、追って関係施設に配付するなど、侵入防止に向けた注意喚起に努めてまいりたいと考えております。

現段階では、当初の発生地域では患畜、疑似患畜とワクチン投与をした家畜の処分が今月中には終了見込みとなっており、二次発生した地域では既に終息宣言がなされているものの、他地域での新たな発生があることなどから、今後の推移に応じ、市民へ必要な注意喚起に当たってまいりたいと考えております。

次に、エゾシカへの口蹄疫感染対策についてであります。宮崎県においてもイノシシなど野生動物が多く生息していますが、感染は確認されておりません。しかし、感染のおそれがあるとされ、現在、九州各県では情報提供を呼びかけている状況となっております。北海道においては、エゾシカの生息数が増加し、推計52万頭にまで達し、本市においても牧草地や農家住宅まで頻繁に出没するなど、農作物被害防止のための駆除対策が急務となっている中で、野性エゾシカに口蹄疫と疑われる症状があった場合の情報収集に向けた連絡窓口が6月9日に設置されました。

本市においても、猟友会による有害鳥獣駆除や狩猟の際、あるいは林業関係者や一般の登山者などが、水泡やよだれなど口蹄疫を疑うような症状を示すエゾシカが発見された場合の情報提供の体制整備など、適切に対応してまいりたいと考えております。

現段階では、道内への侵入は未然に防止されておりますが、まずは畜産農家での発生防止が最大の防御策でありますので、畜産農家における人の移動、資材搬入、生産物出荷などの際の消毒の徹底や、一般住民に対し農場の敷地内や畜産施設への無断立入禁止、家畜への接触禁止、更には海外や道外へ旅行の際は畜産施設への立ち入り自粛などの協力依頼を継続的に実施し、九州の発生地での早期撲滅のもとに、本市農畜産業の健全な生産体制の確立に努めてまいりたいと思います。

以上申し上げまして答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 17番 菅原清一郎議員。

17番（菅原清一郎君）（登壇） 平成22年第2回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、福祉施設の社会福祉法人化や指定管理者制度移行についてであります。

市内には、要介護特別養護老人ホームのコスモス苑、要介護・要支援施設の桜丘荘の2つの公共の介護施設が直営で運営されております。質問に入る前に、両施設と、既に社会福祉法人として運営している特別養護老人ホーム朝日美土里ハイツの内容について触れておきたいと思っております。

コスモス苑は特養施設で、一昨年度の入所定員は短期入所者を含め70人で、その収入は2億1,663万円、支出は2億5,093万円で、その収支は3,430万円の赤字となっております。職員数は正職員が17人、臨時職員が31人の合計48人体制であり、人件費比率が対支出割合で約74%であります。

朝日美土里ハイツも特養施設でありまして、一昨年度の入所定員は短期入所を含めて35人での収入は1億7,395万円、その支出は1億8,294万円で、収支は899万円の赤字となっておりますが、デイサービス分を算入すると収支不足がほぼ改善されるようになっております。職員数は正職員38人、臨時職員5人の合計43人、人件費比率が対支出割合で約72%であります。

このように定員規模に違いはあるものの、同じ特別養護老人ホームでありながらコスモス苑が赤字経営を毎年繰り返し、一昨年は3,430万円の収支不足で、全額、市からの負担金で補てんされているという経営状況に対して、一方、朝日美土里ハイツは安定経営が続いているのであります。直営と民営ではっきりした結果が出ているのであります。

直営と民営、この両者の経営状況から比べていくと、ある逆転現象が目につきました。それは職員数における正職員と臨時職員の割合でもあります。コスモス苑では正職員数17人に対し臨時職員数は31人、美土里ハイツでは正職員数38人に対し臨時職員が5人。正職員の構成比が35%程度のコスモス苑の経営状況が、正職員の構成比率88%を超える朝日美土里ハイツより悪いということは、通常の企業の経営常識からすれば、その経営状況は甚だ疑問なのであります。

このことにはどんな原因があるかを検討したことがあるのでしょうか。入所者の個人負担金を比べてみると、コスモス苑は介護度が5の方で月の負担金が5万1,180円、美土里ハイツは6万3,145円と高いのでありますが、全体の入所者の平均からするとコスモス苑と美土里ハイツとが逆転しているのでございます。

入所者のニーズにこたえながら恒常的な介護サービスを提供していくに当たって、市営の施設の経営が赤字のままで、どうして市民の皆様の生活を最後まで守っていくことができるのでしょうか。いずれにしても、法人化されている介護施設のほうが施設運営費の市の持ち出しがないことだけは、ここ数年の決算状況からしてもはっきりしているのでございます。

そして、要支援介護施設の桜丘荘も、定員100名の施設内容は要介護が20名、要支援6名、そして自立されている方が74人の中で運営されてありまして、運営内容は収入が1億7,981万9,000円で、その支出は2億3,229万6,000円となっており、差額は5,247万7,000円の赤字額が発生しているのであります。介護施設の人件費の経費の目安は63%以下を目指すのだそうであります。このことからすれば、桜丘荘の場合は約61%でありますので、この比率だけから見ると

と良ではあるのですが、全体からすると非常に厳しい状況にあります。

そこで、直営の両施設が毎年大きな不足額を生じながら何の対策もとられていないのが不思議でならないのですが、いかがでしょうか。今後の運営方針とその対策案をお示してください。

入所者の利用料金基準額の算定方法と近郊の施設との比較はどうなるのでしょうか。高齢者の介護施設であることから、一方的に収支対策に走ることはできませんが、土別市の財政状況からして野放図にしておくこともいかかかと思っております。市内の同じ特別養護老人ホームがそれぞれ直営、民営で現在運営されているのですから、その対策を講ずるべきものだと思います。

市当局は、今日まで、施設の民営化や指定管理者制度への検討はされたことはないのでしょうか。近隣の自治体では、早くから直営運営では財政を圧迫することを見きわめており、素早い対応で民営化に転換して、社会福祉法人化の中で運営されております。赤字発生理由は、人件費、それも市職員配置の施設であることから、今後の対策として、早急な問題解決のために市直営の福祉施設の一日も早い市職員的大幅な人員削減化を図るなどや、社会福祉法人化とするか、もしくは指定管理者制度化に移行することが必要だと思っておりますが、市長の御見解をお聞かせください。

次には、岩尾内ダム周辺施設整備と維持についてで何点かを質問いたします。

岩尾内ダムは昭和45年に完成し、その後に岩尾内ダム環境整備事業として、完成後に周辺整備事業として、昭和53年から平成4年までの15年間に約4億円が旭川開発建設部から発注されたのであります。また、旧朝日町でも独自に事業の推進をしております、ダム完成後の昭和46年から平成13年までの27年間で2億4,400万円を投資して、神社山水道事業、キャンプ場やバンガロー、駐車場にキャンプ場管理棟などを実施してきました。

ダム周辺をそれぞれA地区からC地区に分けて年次的に整備が進められておりました。その地域と事業内容に若干触れてみますと、A地区はダム直下の位置に主な施設とするとテニスコートが3面、運動場に駐車場、それにエリカの栽培、B地区はダム管理所周辺に公衆トイレ、駐車場にテニスコートなどが建設されました。また、C地区は神社山から奥のほうで、一番多く事業を実施した地域であります。野球場、サッカー場、テニスコートが5面に管理棟などがございます。旧朝日町時代は町内外の人たちに親しく利用され、特にテニスコートなどは旭川市の愛好者などから大会地として利用もされたのであります。

そこで、開発建設部事業終了後の施設管理は朝日町ができていたのでありますが、土別市との合併後の管理状況はどうなっているのでしょうか。施設維持管理費は全額が市の負担の中で行っているとは思っておりますが、経費の積み上げや管理部門はどのセクションでされているのでしょうか。

また、岩尾内湖周辺の各施設を今後も利用するためには、相当の修繕費が必要となってくるものが予想されます。特に大きな問題としては、各テニスコートのすべてに大幅な改修が必要であります。至るところの傷みがひどく、コート面が盛り上がり使える状況にありません。施

設の積極的な利用をしていただくためにも早急の修繕が待たれるのでありますが、今日までテニスコートの状況はだれがどんな方法で維持管理をして、報告をしてきていたのかお聞かせください。

今後の周辺施設の維持管理の方法と責任分担をしっかりとすべきだと思いますが、いかがでしょうか。そして、岩尾内湖周辺の今後の利活用と新規事業の計画をしてでも、観光振興の意味からも骨格を形成してほしいのでありますが、考え方をお聞かせください。

最後に、市営住宅の修繕要望に対する対応についての質問であります。

このたびの市議会議員選挙で有権者の皆様と触れ合う機会がたくさんありました。多くの要望がありました。その中から何点かを取り上げたいと思います。

市役所の窓口には市民からの種々の要望があると思うのですが、その職員の窓口対応の悪さについてであります。

窓口を訪れての要望に対しては、職員から各事項に対しては瞬時に対応しているものと思っておりましたが、生活困窮している事業などの問題解決がおくれているものや、いつまでも対応してもらえないなどの苦情がたくさんありました。特に技術的なものが多いときなどの対応のおくれが目立つようであります。職員の窓口対応指導や言葉遣いなどは一般常識の範囲であることから、市民目線での職員教育をしっかりやってほしいのでありますが、いかがでしょうか。

朝日地区公営住宅の要望として、特に屋根の塗装が劣化してきているために、雪がスムーズにおりないために結露などの問題が発生してきております。屋根塗装は何年に一回の割合で実施しているのでしょうか。むしろ塗装状況は目で確認して、その状態で塗装工事を実施すべきではないでしょうか。室内へのすが漏りも大きな要望であるので、早急に対策を講じてもらいたいのであります。入所者自身が雪おろしや雨漏り対策をするには限度があることから、今年の冬に向けてすぐにでも、各公営住宅の屋根を初めとする各種点検を実施すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。そして、最低限の処置はできないでしょうか。すが漏りによって室内の個人の財産に支障が生じたら損害賠償にもつながるので、早急な対策を講ずべきだと思います。

また、市内西栄団地のドアや入り口の段差解消についてであります。以前にもこのことはほかの議員からの要望があったにもかかわらず、なかなか進行していないようであります。住民にはどのように話されているのでしょうか。要望があった際には、現地確認はすぐに実施しているのでしょうか。そして、修繕工事などのおくれが非常に目立つのですが、いかがでしょうか。また、公営住宅の通路舗装整備はどんな基準で行われているのでしょうか。

安全・安心に暮らせる条件整備が行政側の役割であるのですから、財政上の厳しさはわかりますが、一日も早い住環境の整備を要望し、私の一般質問を終了します。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 菅原議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から福祉施設の社会福祉法人化や指定管理者制度移行について答弁申し上げ、岩尾内ダム周辺施設整備と維持については城守副市長から、公営住宅の修繕要望に対する対応については建設水道部長から、それぞれ答弁申し上げます。

まず初めに、コスモス苑と社会福祉法人朝日美土里ハイツの経営状況比較についてであります。

コスモス苑と美土里ハイツにおきましては、収入の大半を占める介護サービス費及び入所者利用料について入所者1人当たりの収入額を算出いたしますと、両施設のその額に余り差異はないところとなっております。しかしながら、特に経費の約70%以上を超える人件費につきまして職員1人当たりの賃金を比較してみますと、コスモス苑が特に正職員を中心に美土里ハイツより高い額となっておりますことが、収支不足の主な要因であると判断いたしているところであります。ただ、このことは、基本的に運営の事業主体が市と民間ということで一概に比較をすることは難しい面もあるのではないかと考えております。

また、コスモス苑と桜丘荘の収支不足に対する今後の運営方針と対策についてであります。

まず、コスモス苑につきましては、入所者の介護度が高く、家庭的な雰囲気の中で日常生活を営むことができるよう、食事・入浴等の介護について行き届いたサービスの提供を基本的運営方針としており、こうした中、現在多くの入所希望者が待機していることから、この対応策として入所定員を居室50床から70床に拡大し、6月中旬から順次入所予定であります。今後、この規模拡大によるメリットを生かし、効率性の高い施設運営に努力いたしてまいります。

また、桜丘荘につきましては、道北地域の中心的な養護老人ホームとして入所者の受け入れに努め、その入所者に対し自主的で意欲の高まる生活支援とあわせ、施設内において要支援・要介護者が増加してきていることから、19年度に特定施設の指定を受け、介護サービスなども提供いたしているところであります。

コスモス苑、桜丘荘の今後の対応策といたしまして、まずは適正で効率的な人員配置に加え、職員が一丸となり維持管理費の節減など効率的な運営によるコスト軽減化に心がけ、収支不足改善に努めてまいりたいと考えております。

更に、桜丘荘、コスモス苑の入所者利用料金の算定方法と近郊施設の比較についてであります。

まず、桜丘荘の利用料金は、国の基準に基づき入所者本人及び扶養義務者の収入額、課税額により定められており、これにより算定いたしております。また、コスモス苑の利用料金は桜丘荘と同様、国の基準によるものでありますが、入所者本人のみの利用料金となっており、介護サービス費の1割負担は介護度により、更に食費と居住費は課税額、収入額及び居室の種類によって定められており、これに基づき算定いたしております。

これら利用料金の近郊施設との比較につきましては、このような両施設ともに国の基準に基づくものでありますことから、近郊の施設におきましても同様に算定することとなり、利用料金は同額となるものであります。しかし、特別養護老人ホームにおいて機能訓練、看護及び栄

養指導などサービス体制を強化している施設にありましては、一部加算金の負担が必要となっております。

また、コスモス苑、桜丘荘の改善対策案として、市職員の大幅な削減や指定管理者制度への移行の考え方についてであります。

まず、市職員の削減は、介護職員等が手厚いサービスを提供するためには知識や技術、豊富な経験などが必要となり、このため、長期間勤務に従事することのできる正職員の一定の配置を考慮いたしますと、大幅な職員削減は難しいものと考えております。

更に、指定管理者制度等民間運営への移行につきましては、これまで市において具体的に検討いたしましたことはございませんが、社会情勢が大きく変化し、加えて厳しい財政状況の中、菅原議員お話しのように、民間活力を導入し経費節減等を見込むことのできる指定管理者制度など民間への運営委託は、今後選択肢として考えていく必要があるものと考えております。

しかし、これら施設の民営化には、職員の処遇や指定管理者等の候補となる委託先の状況など課題も多くあるわけでありますので、まずは現状の直営においてサービス提供と一層の効率運営に努めながら、道内各市町村の取り組みなどを参考として、民間への運営委託について調査研究いたしてまいりたいと存じます。

以上申し上げて私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 城守副市長。

副市長（城守正廣君）（登壇） 私から岩尾内ダムの周辺施設整備と維持についての御質問にお答えをいたします。

岩尾内ダムにつきましては、昭和45年度に完成し、昭和50年度に水源地としてふさわしい周辺の自然環境を極力保護しながらダム周辺部の適地の整地、緑化を行い、自然との触れ合いを図るための基盤整備を目的としたダム周辺環境整備事業が制度化され、旭川開発建設部におきまして、ダム下をA地区、ダム管理所横をB地区、ダム湖上流をC地区として、昭和53年度から平成4年度にかけて、岩尾内ダム周辺環境整備事業が実施されたところでございます。

また、ダム完成後、朝日町におきましても、多くの観光客やキャンプ客に来ていただき快適な環境で過ごしていただくために、昭和46年度よりキャンプ場の整備、岩尾内湖展望台、管理棟の建設のほか、岩尾内ダム辺周辺環境整備事業で実施された公園施設の上物整備を進めてきたところでございます。

御質問の管理状況についてであります。平成5年に旭川開発建設部と朝日町が岩尾内ダム周辺環境整備事業に係る施設の管理に関する協定を締結し、朝日町が維持管理を行ってまいりました。合併後におきましても引き続き土別市が管理をしており、A地区の広場、岩尾内展望台、C地区、白樺キャンプ場内の草刈りを主とした作業につきましては土別市シルバー人材センターに、またA地区のエリカ公園の草取り、神社山道路、遊歩道、ふれあい広場の草刈り、B地区のトイレ、C地区のクラブハウスの清掃、白樺キャンプ場内管理棟の管理につきましては観光園地管理協議会に委託をしており、その維持管理経費については土別市の負担において

実施しているところであります。これらの委託料の積算や施設の管理につきましては朝日総合支所経済建設課において所管し、委託料の積算については、見積もり単価と北海道建設部の土木工事積算基準を使用して積算を行っているところであります。

次に、テニスコートの状況と維持管理の方法についての御質問であります。テニスコートの管理につきましては、朝日総合支所経済建設課が、コートのオープン時と閉鎖時、更には周辺環境整備の草刈りやクラブハウスの清掃業務などの現地検査の際に、コートの確認をしているところであります。

そこで、テニスコートの状況であります。A地区にあります3面のテニスコートにつきましては昭和63年に完成し、このうちの1面にはくぼんでいる箇所がありますが、残りの2面のコートは支障なくできる状態であります。また、B地区のテニスコートにつきましては、岩尾内ダム管理事務所の建てかえにより現在は廃止されております。次に、C地区にあります5面のテニスコートにつきましては、昭和59年に完成し、A地区よりも年数が経過していることなどから、このうちの3面につきましては、コートの塗装の劣化やクラックが多く見られることから使用を中止したいと考えております。残る2面につきましては支障なく使用できるものと判断しております。使用を中止することにつきましては、看板を設置するなど安全対策を図るとともに、施設の現地確認を徹底し安全管理に万全を期してまいりたいと考えております。

なお、今後のテニスコートのあり方につきましては、利用状況等を把握した上で設置者である旭川開発建設部との協議を行い、対応策を検討してまいりたいと考えております。

次に、岩尾内湖周辺の利活用と観光振興についてであります。岩尾内湖観光はこれまで、豊かな自然と恵まれた景観により、いやしの空間として楽しんでいただいているところでありますが、今年から岩尾内湖畔において民間のコテージが新たな経営者によって営業が開始されます。市街地には地域交流施設が建設されることから、これらの相乗効果により観光客の入り込みが期待されるところであります。

今後におきましても、岩尾内湖が有する四季折々に変化する雄大な自然などの観光資源を最大限に活用し、観光客の多様なニーズに応じた体験型観光など、本市全体の観光振興策の中で岩尾内湖周辺の位置づけを明確にするとともに、本市のホームページでのPRや道観光連盟、旭川観光誘致宣伝協議会との連携を密にし、観光の振興に努めてまいりたいと存じております。

以上申し上げ答弁いたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 土岐建設水道部長。

建設水道部長（土岐浩二君）（登壇） 私から公営住宅の修繕要望に対する対応についての御質問にお答えいたします。

初めに、窓口の対応の悪さについてであります。修繕の要望がありましたときは、お話を伺った後に現場を確認し、担当者で対応できるもの、また業者に依頼しなければならないものなどを判断し、入居者の方にその旨をお伝えし修繕に当たっているところであります。ただ、補修内容によりましては、日数を要する場合や適正な時期に実施しなければならない場合もあ

りますことから、入居者の方々ときめ細かな連絡に努めるなど、今後も速やかな対応に心がけてまいりたいと存じます。

また、職員の言葉遣いなどにつきましては、職員研修による接遇マナーを初めとして、朝礼などにおきましても常日ごろから相手の立場に立った対応に努めるよう注意を喚起しているところでございますが、引き続き親切丁寧な対応はもとより、目配り、気配り、心配りに留意してまいりたいと存じます。

次に、朝日地区公営住宅の屋根塗装についてでございますが、屋根の塗りかえなどの修繕計画につきましては、基本的に土別市公営住宅ストック総合活用計画で一定の基準を設けているところでもあり、築後約15年をめぐるといたしまして実施しているところであります。

しかし、金属板の種類及び使用部位や形状などにより劣化の条件が異なることもあり、更には降雪を初めいろいろな要因により損傷が著しく、すが漏り等が発生し緊急で修理しているケースもありますことから、今後におきましても、基準にとらわれることなく目視による調査を行うとともに、入居者の御意見も伺うことを基本に年次計画を策定するほか、適宜、必要に応じた修理や補修も対応してまいりたいと考えております。

また、公営住宅の屋根の雪おろし、通路や駐車場の除排雪につきましては、原則として入居者の皆様に管理していただいているところでありますが、65歳以上の高齢者世帯につきましては、収入制限はありますものの、市の高齢者福祉事業の一つに除雪サービスがありますことから、このサービスを活用していただくようお願いしているところであります。

次に、西栄団地のドアや入り口の段差解消についてであります。

このことにつきましては、平成20年第3回定例会におきまして小池議員から御質問がございました。当該団地は比較的軟弱な土地での建設であるため、周囲の地盤が一部下がったことなどによりまして基礎部分が露出したものと思われ、砂利の補充や平板を敷設するなどの措置を行ったところであります。

維持修繕の要望につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように速やかに現地確認を行うようにし、また修繕を行う際に時間や日数がかかるなどはその旨入居者に速やかにお伝えするなど、きめ細かな対応に努めてまいります。

次に、公営住宅の通路舗装整備の基準についてであります。朝日地区におきましては昭和52年から、その他の地区につきましては昭和56年以降に建設した住宅につきましては、すべて通路舗装を実施してきたところでありますが、未整備箇所につきましては、生活環境整備事業として簡易舗装や再生鋼材砂利敷きならしによる対応に努めるとともに、砂利敷きなどについても入居者の方々からの要望に応じてきたところでありますが、今後も引き続き、よりよい住環境の確保に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 菅原議員。

17番（菅原清一郎君）（登壇） 再質問を何点かさせていただきます。

市長からの答弁あるいは土岐部長からの答弁は、おおむね私のことに対して御答弁をいただいたというふうに思います。

一つ城守副市長にこの機会にお聞きしたいのでありますが、それぞれの施設が合併以来、私の目からするとテニスコートなどは非常に盛り上がった状態では使えない状況がある。それにもかかわらず、中に入れるような状況にあったと。そこでまず、その利用者が事故に遭ったときの対策等々が全然講じられていなかったということになると思います。

A地区についても、非常にごみがテニスコート場に散在したりですね、使える状況にないと思います。ですから、私が先ほど申したとおり、維持管理はだれがどのセクションでやられて、だれが責任を持ってそれを管理しているのか。そしてまた、その点検した後の補修をどういう形で報告され、それが修理に結びついていっているのかなというふうなことがやはり気になっているのでございます。

それからもう1点は、ただいま管理、草刈り、掃除等々している団体の中で、シルバー人材センターに委託しているんだということがありました。もう1点では、非常に朝日町時代から気になっている協議会と申しますか、観光園地管理協議会なるものが実はあるわけでありまして、これを設立したときから現在に至るまで、私は非常に不可思議なことだといつも感じておりまして、任意団体ではあるんですが、どういう団体がこういう事業を受託されるまでに至っているかと、経緯が非常に不透明であります。

その辺で、その協議会なるもの内容を詳しく説明していただきたいのと、今後こういう任意団体でこういう運営をされていくのか、委託をさせていくのか。そしてまた、一番心配なのは、事故等々が発生したときにどういう形でこれに対応されるのか非常に気になる団体でもあります。そしてまた、最後に、年間いかほどの委託費がこの団体に支払われておるかお聞きしたいと思います。

以上、2点だと思いますが、再質問をさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 城守副市長。

副市長（城守正廣君）（登壇） 菅原議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、テニスコートの管理状況でございますけれども、菅原議員も現地を見られていると思うんですが、時期的にどの時点で見られたかというようなことをちょっと押さえていなかったものですから、私どももオープン後現地を確認しておりますけれども、先ほど申し上げましたようにテニスコートのクラック等が、これは狭いものですが、こういったものが非常に多く発生している面がございます。そんな中で、恐らく菅原議員が見られたのは春先早い時期で、まだそのテニスコート場が、凍上等がある時期でなかったんでないかなというような気がいたします。

現在につきましては、先ほど申し上げましたようにAコートの一部に落ち込んだところが、落ち込んだというのは、これは地盤沈下が起きていて水がたまりやすい状況になっているというような部分があるんですけれども、それ以外に、そこで遊んでいてけがをするというような

凹凸は見受けられないというような状況でございます。そんな中で、テニスコート入り口の施設が冬場もされていない中で、だれでも自由に入れるというような管理状況にあったじゃでないかというふうに思っています。

それで、オープンしましてネット等を設置した段階では、このネット設置につきましては観光園地管理協議会のほうに委託をしておるわけですが、そのときに一定程度の清掃等も行ってございます。それ以後の管理につきましては、総合支所の経済建設部の担当の者が直接やっておりますので、そういった落ち葉の状況等々がございましたら、その都度、職員が行ってやっているというような状況でございます。

そんなことがございますので、テニスコートのネット張り、それからシーズンが終わりましたの撤収のときには、そういった協議会の委託事業でございますので、担当職員がその時点で仕事の状況を検査し確認をしておりますが、そのほかの部分については随時、他の草刈り業務等の検定に行ったときにテニスコートの管理事業をしているというような状況でございます。

それから、環境整備の協議会の委託料がどんな中身でというようなことでございますけれども、この中身につきましては、以前に斉藤 昇議員からの質問でもお答えしたとおりでございます。旧朝日町の時点では、行政から委託をする場合に、個々を雇い上げるという形の中でこの観光園地の部分の整備を一定程度やってまいりました。今のシルバー人材センターのほうにお願いしている部分につきましては、当時の朝日町にございました生きがい事業団にお願いをしてやっていた部分が人材センターのほうに移行していったというような部分がありまして、それ以外の遊歩道だとか建物の管理等につきましては個人的な雇い上げという形の中でやってきたことがございますので、これらを個人雇い上げ、委託というような形ではなく一定程度の組織化をしていただく中で、その団体と委託契約を結ぶ中で管理をしていくというようなことになってございます。

この団体におきましては、当初規約等もございませんでしたので、そういった団体を運営していくための規約、それから年初めの総会、それから決算等の事業も行ってあります。ただ、高齢者が組織している団体でございますので、現実的には各種社会保険等々には加入できないということがございますので、けが等があったときの対応策として、民間の傷害保険に加入する中でそれらに対応する状況で行ってきております。

それで、今年この協議会に対する委託料ですけれども、年間いろんな事業を合わせた中で532万8,000円の委託の事業予算で運営しているところでございます。中身につきましては、今申し上げましたように、キャンプ場にありますが管理棟の管理、それから遊歩道の草刈り、それからクラブハウスの管理、それから展望台のトイレの清掃等、そういったもろもろの事業の積み上げによる金額でございます。

以上です。

(「会の中身を」の声あり)

会の中身ということで答弁漏れがあったようですので、再度お答えをしたいと思います。

現在、この観光園地管理協議会の会長は地元の斉藤さんという方がやられております。それで、副会長、理事、事務局長、それから会計、幹事という役割を持ってそれぞれ分担してやっておりますけれども、現在6人の会員で組織をされております。

中身につきましては、先ほど申し上げましたように、この岩尾内地区にあります建物の全体的な管理、それからトイレ等の清掃、それから一部分草刈り等も行ってもらっていますことと、あとA地区のエリカ公園の、これは非常に手作業で手間がかかる部分なんですけれども、この除草が主な中身でございます。

そういった要するに岩尾内湖を中心とする園地の整備関係を主にやっていただいている協議会でございます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 3番 松ヶ平哲幸議員。

3番（松ヶ平哲幸君）（登壇） 平成22年第2回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず初めに、定住自立圏構想に関して質問いたします。

この関係につきましては、昨年年第1回定例会において当時の市長の考え方を述べられておりますが、あれから1年が経過をいたしましたので、現制度での各地の取り組みや現時点での市長のお考えをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

さて、広域行政圏に係る施策は、昭和40年代前半の高度成長期の中で、日常生活圏域の広域化を背景とし、都市及び周辺町村を一体とした地域の振興整備を進める広域市町圏域施策が開始され、ここ上川北部の旧10市町村でも上川北部広域圏として地域の振興整備が進められてきました。

しかしながら、社会経済情勢の変化と人口減少と市町村合併の進展等の中で、都道府県知事が圏域を設定し行政機能の分担等を推進してきたこの広域行政圏施策は、当初の役割は終わったものだと考えられ、平成21年3月31日をもって廃止されたところであります。

この施策の廃止とともに新たにつくられたのが定住自立圏構想であります。これは、国の総人口の減少と少子化・高齢化の進行が見込まれ、特に地方圏においてはその減少率は一層高まり、それとあわせて急速な少子・高齢化が進んでいます。また、地域主権の確立のための制度的な見直しに伴い基礎自治体である市町村の役割が一層増すことになり、更には行政と住民、NPOや企業等との協働・連携による地域のきずなの再生を図り、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を地域の持久力と総合力を高める地域主権型社会に転換していく必要があります。

定住自立圏構想は、このような問題意識のもとで、市町村の自立的取り組みとして、中心地の都市機能と周辺市町村の農林水産業、自然環境、歴史、文化などそれぞれの魅力を活用して民間の担い手を含め相互に役割分担し連携協力することにより、地域住民の命と暮らしを守るため、圏域区全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する施策となっております。

そこで、最初にお尋ねしたいのが、昨年3月末に廃止となった広域行政圏施策において、上川北部広域市町村圏としては今後の広域連携をどのような形にしていくのか、何か確認をされたものがあるのでしょうか。一部事務組合等の事務の共同処理などが引き続きあるとするなら、関係市町村と協議が持たれているのかどうかお聞かせください。

上川北部広域圏にあつては、社会生活基盤の一定程度の整備がされその役割を終えたということではありますが、広域圏域として取り組まれた内容は大変大きな成果があつたと思つています。それにかわる新たな広域連携のスタイルとして定住自立圏構想が出されたわけですが、この定住自立圏構想では、昨年1月には全国で24の中心地、22の圏域が先行実施団体として位置づけられていましたが、実際に平成21年度内に定住自立圏形成協定締結がなされた市、圏域がどの程度あつたのか。更に、平成22年度に新たに協定の締結に向けて準備をされているところがあれば、承知している範囲で結構ですでお聞かせください。

今、政府が取り組んでいる地域主権が推進されればされるほど自治体に課せられる役割は大きくなっていきますが、一自治体では解決できない課題が生じてくるのも現実です。例えば自治体病院の医師、看護師、医療技術者等の確保にあつては大変な困難を生じているわけですし、産業振興においては地場製品のPRや観光の推進、更には地域の生産者や消費者等の連携による地産地消の推進などは、地域全体の課題として取り組んでいくべきだと考えています。

更には、どこの自治体も厳しい財政状況にある中で、この定住自立圏形成協定を締結し、実施することによる財政措置も期待できることから、私は積極的に取り組んでいくものだと考えていますが、今後どのように進められていかれるお考えなのかお聞きをしたいと思つています。

あわせて、先月20日に開催をされた名寄市議会総務文教常任委員会において、今年12月に士別市との連名で複眼型の中心市宣言を行う予定と報道されていましたが、現時点で名寄市と協議がどの程度なされているのかあわせてお聞きしたいと思つていますので、よろしくお願ひをいたします。

次に、観光の推進についてお尋ねしたいと思つています。

私は、観光は、地域の文化が基本となり人づくり、まちづくりを行うものであり、住民がおもてなしの心を持って自分の住んでいる町を自信を持って紹介することと考えています。更に、観光は地域振興の一つでもあり、農林業、商工業、教育などすべての分野で観光が存在するものであり、町の顔となるものでもあります。幸い本市は、サフォークランド士別を機軸にしなから、天塩岳、岩尾内湖などの観光資源を豊富に持ち合わせ、観光協会が中心となりながら、商工会議所、商工会、更には観光ボランティアガイドの会などの関係団体や多くの市民の方々の御協力もいただいているところであり、その結果として、本市の観光入り込み客数も順調に推移をしているところであります。

国が取りまとめた観光状況調査によると、平成20年度における国民1人当たりの国内宿泊観光旅行回数は1.55回と推計され、1回の旅行での宿泊数は2.44泊と推計されており、平成3年をピークに減少傾向にあると言われてしています。一方、平成20年度の訪日外国人旅行者は、下半

期に世界的な金融危機による景気後退や円高の急進を受けつつも、過去最高値を達成したとあります。

そこで、まず本市の観光誘致活動についてお尋ねをいたしますが、平成20年度より旭川観光誘致宣伝協議会と連携をとりながら、台湾、香港の観光PRに参加をしていますが、どういったメンバーでどのような形で実際にPRを行っているのか。更には、具体的にその成果として本市を訪れていただいた実績があるのかどうかを含めてお聞きをしたいと思います。

観光誘致活動は即効性があるものではないと認識をしていますが、この活動は相手側に信頼を持っていただけるかどうか最も重要なことだと思っています。外国人を受け入れるために、施設の案内や説明の表示もそれに対応できるよう整備することはむろんですが、エージェントに対して安心して信頼されるためには、継続的に、ある程度固定された人が行かなければなかなか信用を持っていただくことは難しいと思いますが、いかがなものでしょうか。

あわせて観光誘致の宣伝事業についてであります。行政で一元的に行っているものの、事業主体がそれぞれPRしているのが現状であります。その結果、ターゲットが絞られていない場当たり的な、一方的な広告にしかかかっていないのが現状ではないでしょうか。施設やイベントにはどの地域から来ていただいているのか、性別は、年齢は、家族なのか友人なのか、土別まで利用した交通手段などなどの調査を行って、その結果を分析して、有効的な観光宣伝事業としていかなければならないのではないのでしょうか。その調査・分析をもとに、今後の観光の推進のあり方やイベントのあり方、更には現在取り組んでいるサフォークプロジェクトの推進などに大いに役立つものではないかと考えるものであります。費用もかかるわけですが、観光協会や観光ボランティアガイドの会などに御協力をいただく中で実施する考えはないものでしょうか。

次に、観光推進の体制についてであります。このことは過去にも議会で議論されている経緯もありますが、私が今申し上げた点から見ても、本市の観光の推進にはやはりしっかりとした専従者がいなければいけないと思っています。現在は土別観光協会の事務局は土別商工会議所に委託をしていますが、今、土別観光協会と朝日観光協会が今後の組織のあり方について御検討されているようでありますから、ぜひこの機会に、観光行政のあり方と観光推進体制のあり方についてどのようなお考えをお持ちなのかお聞きをさせていただきたいと思っております。

以上を持ちまして私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 松ヶ平議員の御質問にお答えを申し上げます。

最初に私から定住自立圏構想について答弁申し上げ、観光の推進については経済部長から答弁申し上げます。

定住自立圏構想に関しましては、平成21年3月の第1回定例会で井上議員と小池議員から御質問をいただき、その時点での経過や考え方についてお示したところでありますが、その後、上川北部地区広域市町村圏振興協議会において調査・検討事項として取り扱われてきたところ

でありますので、まずこの間の経過を含め現状についてお答えいたします。

お話にありましたように、近年の社会情勢の変化や市町村合併に伴う自治体の枠組み変更などから、長年にわたって進められてきた広域行政圏施策が一定の役割を果たしたと判断される中、広域圏計画策定の義務づけ廃止などとともに各地で広域圏協議会の解散が進みつつある一方、定住自立圏構想に基づく新たな広域連携が進展しています。5月10日現在、中心市宣言を行っている51圏域中、平成21年度においては釧路市や複眼型で四万十市、宿毛市を中心とする圏域など全国29圏域で協定締結がなされており、また今年度に入ってから、既に小樽市など2圏域が協定締結に至っているところであります。

こうした中、この上川北部広域圏においては、協議会体制を継続しつつ、昭和46年の設立以来構築されてきたネットワークを維持するとともに、新たな広域連携の仕組みである定住自立圏構想の検討を進めていくことを主要な事業と位置づけ、今日に至っております。

そこで、上川北部圏域での取り組み状況についてであります。昨年の春以降、調査・検討事項として国の考え方や先進地の状況等の情報収集と各市町村担当職員による意見交換などを行ってきたところであり、本年5月には、本年度の取り組みと今後の方向性についての協議が行われました。その後、5月28日に開催された定期総会において、本年度から本協議会に参加することとなった幌加内町を含む2市6町1村の首長・議長の出席のもと、構想推進の取り組みが事業計画として決定されたところであります。

事業計画の内容としては、引き続き調査・研究を進めるとともに、協定項目として考えられる具体的連携事項の抽出と調査を行い、本年12月を目標とする中心市宣言に向けた協議を進めていくこととなっております。この決定を受けて、今月初旬には具体的作業に取りかかったところであります。

なお、一部事務組合については、定住自立圏の枠組みには含まれず従前どおりの取り扱いとされていることから、特に関係市町村の協議は実施しておりません。

そこで、今後についてであります。当面それぞれの市町村においてこういった協定項目が考えられるのか、一部事務組合の事務事業を除き、既に連携している事項も含めて今月中に抽出、検討作業を進め、これらの集約のもとに、8月中には所管部署での検討を進める予定となっております。また、担当者による先進地視察も行い、さまざまな課題や留意点を含め、インターネットなどでは公表されていない情報についても直接情報収集する予定であります。その後、更に関係自治体の担当者間での調整などを進めながら、協定項目として連携可能な事業等の精査を行ってまいります。

本市といたしましても、全庁的な情報共有と共通理解を図る意味も含めて、今月2日に全庁の次長職及び課長職による会議を開催し、定住自立圏構想に関する情報提供と自治体間での連携が可能な項目の洗い出し作業への着手を確認し、現在取り組みを進めているところであります。

その一方、本市と名寄市におきましては、基本目標である12月の中心市宣言に向けて同一歩

調のもとに準備作業を進める予定であります。したがって、去る5月21日付の新聞報道にありましたように、名寄市が名寄市議会の総務文教常任委員会に対し、中心市宣言を含めた今後の取り組みについて本市に先行する形で説明を行ったようではありますが、あくまで複眼型の中心市という考え方から本市と名寄市が同じスタンスで進めるべきものであり、今後の取り組みの中で予定している議会への協議や地域等への公表などのタイミングについてはずれが生じないように、相互連携を深めながら推進してまいりたいと考えております。

過日開催された関係市町村の担当課長会議においては、両市を複眼型の中心市とする圏域に参加したいとの意向を持っている南宗谷の江差町、浜頓別町、中頓別町、更には紋別管内の西興部村も出席する中、今後の取り組みの基本的方向として圏域全体の発展に結びつく取り組みを検討していくことが確認されており、本市といたしましても、圏域全体の振興・発展を図りながら、その上でそれぞれの市町村の独自性や特色を生かしたまちづくりを進めることで市民の皆様の生活環境の向上や産業の振興を図り、いつまでも安心して豊かに生活できる地域づくりに努めることが肝要と考えております。

以上申し上げまして私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君）（登壇） 私から観光の推進についてお答えをさせていただきます。

まず、観光誘致活動についてであります。台湾・香港における観光PRにつきましても、平成20年度から旭川観光誘致宣伝協議会と連携しPR活動を行っております。平成21年度からは、正式に加盟をする中で国外及び道内外での観光PRを連携して行っております。

台湾・香港でのPRの実施体制でございますが、平成21年度につきましても、協議会の構成地域であります旭川市、上川町、富良野市、稚内市及び士別市から観光協会、ホテル、空港関係者、行政担当者等の参加により実施してまいりました。また、PRの内容につきましても、台湾・香港それぞれで旅行関係者への観光説明会、観光懇談会を実施し、航空会社等への表敬訪問を行ったところであります。

これらのPR活動の具体的な成果についてであります。昨年秋から現在までに、香港・台湾から羊と雲の丘を中心に25団体701人のツアー客が訪れております。しかしながら、これらの来訪者については、平成20年度から実施している海外PR活動だけの成果ではなく、これまでの協議会における旭川・稚内間の観光誘致活動の成果の一部でもあると認識しているところであります。

議員御指摘のとおり、観光誘致活動は即効性があるものではないことから、今後においても、国外旅行者の誘致活動については本市単独の取り組みではなく、旭川観光誘致宣伝協議会を初めとする広域での誘致活動を継続することが重要であると考えており、本年度においても実施を予定しているところであります。

また、来訪時の受け入れ施設における案内や説明表示については、これまで中国語と韓国語表記の士別観光ガイド、世界のめん羊館パンフレット及び観光DVDを作成しており、市内の

観光施設や旭川空港、さっぽろ「食と観光」情報館等への設置のほか、台湾・香港での観光PR活動において活用しております。また、昨年度におきましては、市内の観光施設関係者を対象に、外国人観光客に対する接客マナーについて、旭川在住の中国人を講師に迎え講習会を実施いたしました。しかし、まだまだ迎え入れる態勢が不十分でありますことから、今後におきましてもPR活動同様に継続的に整備を実施してまいります。

次に、観光誘致の宣伝事業についてであります。

来訪者の性別、年齢、旅行形態、交通手段等を調査し分析を行う中で、戦略的な宣伝活動を実施することは有効であると考えております。しかしながら、これまで本市においては、これらの調査について、宿泊施設やツアーによる観光施設の利用など情報の一部しか把握できておりません。今後においては、来訪者に配慮しながら、どのような調査方法が可能であるか、観光協会、観光ボランティアガイドの会などと協議をし検討してまいりたいと考えております。

最後に、観光推進の体制についてであります。今後、士別・朝日の両観光協会が統合に向けて、組織体制、既存の事業、イベントについて検討を進めると伺っております。市といたしましては、今後も観光施策として地域の資源を生かしたメニューづくりが、道内外あるいは国外へのプロモーションを効果的、継続的に実施するためには推進体制の充実が必要と考えておりますので、両観光協会の意向を尊重する中で、人員も含めどのような組織体制が適当なのか、両協会とともに検討をしてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時42分休憩）

（午後1時30分再開）

議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

13番 井上久嗣議員。

13番（井上久嗣君）（登壇） 平成22年第2回定例会に当たり、通告いたしましたとおり一般質問をいたします。

初めに、地域担当職員制度に関する質問をいたします。

本年度より、自治会を基本に16地域に区分した中で、4名から10名の地域担当職員を配置した地域担当職員制度が始まりました。本市の地域担当職員に関する資料を見ますと、行政情報の提供や地域課題の把握などを行い、地域と行政のパイプ役を担うとともに、市民の皆さんが主体となった地域づくりやまちづくりの推進サポート役を務めるとなっています。この制度は既に導入している自治体も数多く、道内では、古くは昭和47年に導入した札幌市など先行している自治体もありますが、多くはここ10年ほどの間に導入をしています。その役割の根幹的な

ものは本市の考え方と同様であります、実施されている活動の中身はさまざまなものとなっています。

さて、その導入に当たって各自治体で異なるのが職員にかかわる部分です。大きく分けると3点があり、第1点目が職員の公募の有無であります。本市の場合は職員からの公募とはなっていないようです。

第2点目が配置する職員の範囲です。全職員を対象とする自治体や課長職以下の職員とする自治体などいろいろですが、本市として今回配置されたのは、市役所職員と消防職員の中で次長職、課長職、主幹職であり、いわゆる管理職の範囲となっています。

第3点目が、この制度上における職員の勤務時間外の拘束に対する勤務形態の考え方です。それは、職務とするかボランティアとするかの考え方です。本市は、この地域担当職員制度の導入に当たって予算計上をしておりませんし、管理職を配置した点から見ますと、ボランティアでお願いすると認識してよろしいのでしょうか。

以上が職員のかかわり方を整理したのですが、私が今後この制度を進める上においては、この制度の根幹となっている地域課題の把握や、地域づくりやまちづくりの推進サポートなどを考えると、既に自治会の役員などをされるなど地域とのかかわりの深い管理職が少なくない中で、主査職、担当職などの非管理職である若手職員こそこの制度に積極的に参加し、地域に溶け込み、地域の方々と一緒にボランティアとしての汗を流すことが、結果的に将来の土別市を担う幹部職員候補へのみずからの研さんの場につながるなど、絶好の機会と考えます。そのためにも若手職員が参加できる制度に広げるべきものであり、今後、公募も含め非管理職職員の参加の機会をつくるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、ひとり暮らし高齢者世帯の実態調査に関してお尋ねいたします。

この事業は、さきの地域担当職員制度に係る最初の本格的な事業であります。この事業は高齢者を支える仕組みづくりを地域で推進するために、ひとり暮らしの高齢者の実態を把握するための調査となっています。地域担当職員や民生委員などが自治会の協力を得ながら、本年度6月1日から8月31日までの3カ月間の期間で訪問調査が行われます。このような事業が行われる背景には、住民基本台帳上では把握し切れない各世帯の実態を明らかにするものと考えます。

さて、この事業の対象となる65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯は、調査後にもその実態に日々変化が起こります。例えば独居で新たに65歳になる方、何らかの理由で独居となる高齢者、転入や転出、介護施設などへの入所、他界などによる実態の変化が考えられます。

そこでお聞きいたしますが、このひとり暮らし高齢者世帯の実態調査の終了後、常に精度の高い調査結果の更新に努めていくのでしょうか、それとも一度限りのデータ分析とするのでしょうか。どのようにお考えなのでしょうか。私は、調査結果の更新に努めなければ意味がないものと考え、そのように期待するところですが、その場合、本年のような調査を毎年同様に行うのでしょうか、それとも地域担当職員などと自治会のネットワークの中で日常的な更新チェ

ックを進めるのでしょうか、考え方をお聞かせください。

さきのとおり、この事業は調査することが目的ではなく、地域で高齢者を支える仕組みづくりを進めるための基礎データの収集にあります。現在、大きな自治会ほど世帯情報の把握が難しくなっている現況にあり、自治会がひとり暮らし高齢者世帯を見守る上でも、今回の実態調査は非常に有効なものと考えます。しかしながら、この調査結果を市のみで管理するのであれば、その有効性に疑問符がつかざるを得ません。個人情報の取り扱いには十二分に配慮するのは当然ですが、世帯情報の取り扱いの規則などをつくった上で、少なくとも市と自治会長が情報を共有する仕組みを考えなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

次に、商店街などが維持管理する街路灯について御質問をいたします。

士別市内には、国・道・市が設置する道路照明などのほかに自治会が設置する防犯街灯があります。この防犯街灯は、士別市自治会活動補助金交付要綱により、防犯街灯新設や電柱取りかえに対する助成や、防犯街灯維持費として原則、契約容量電気料の2分の1が自治会に助成されています。

一方、市内には商店街や振興会などが維持管理する街路灯もあります。これらは設置するときにおいては、士別市中小企業振興条例により一定の助成があります。しかしながら、維持費に対する助成はなく、商店街や振興会や自治会などの負担で維持管理をされてきました。かつては中心市街地に多くのそのような街路灯がありましたが、昭和から平成にかけての国・道・市による道路改修に合わせた道路照明の新設により、商店街や振興会などが設置した街路灯の多くが撤去され、同時に新設された車道・歩道の道路照明にかかる電気料などの維持費は、国・道・市の負担となったところです。しかしながら、市道などには、それらの対象とはならず現在に至っている街路灯があります。

そこでお尋ねいたしますが、現在、商店街や振興会などが維持管理する街路灯がどれだけあるのか把握されているのでしょうか。実は私も、ある振興会が維持する街路灯の今後のあり方で昨年から相談がありました。この振興会の地域は高齢化と空洞化が進む中央市街地にあり、街路灯の今後の維持に苦慮されているところでした。さきのとおり、本市においては自治会が所有する防犯街灯以外への維持費助成策がないために、苦肉の策として、街路灯が設置されている関係自治会へ各街路灯の帰属を移すことにより、防犯街灯としての維持助成を受けることなどでその地域の夜の安全が今後も守り続けられることとなりましたが、この振興会に直接維持費助成をする制度さえあれば、このような苦労は無用だったことは言うまでもありません。

また、今回は関係自治会などの大きな理解が得られたためにこのような解決策でまとまりましたが、今後、同様の事例が起こったときに、同じように解決策をとれる可能性は非常に難しいものと考えます。そもそも設置者がだれであろうと、街路灯は市民の夜間通行の安全性と快適性の確保や防犯対策となる重要かつ公共的な設備です。

以上の点から、商店街や振興会などが維持管理する街路灯に対する維持費の市の助成策を創設し、市民の安心・安全を守る上でもその維持管理が今後も安定して続けられることを切望い

たしますが、いかがでしょうか。市長の御英断を期待いたします。

最後に、地域医療確保における過疎債の積極的活用を御提案いたします。

本年3月に成立した改正過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法の改正がなされました。旧過疎法においては、一般的に過疎債と言われる過疎対策事業債の発行は施設建設や道路整備などのハード事業に用途が限られていたものが、この改正法により、医療の充実やバス運行などのソフト事業に使えるようになりました。総務省は、本年度、対象776市町村の発行枠約2,700億円のうち約660億円を新設されたソフト事業枠とすると発表しています。本市も現在まで幅広く活用してきた過疎債ですが、言うまでもなく、元利償還金の7割が地方交付税で補てんされる有利な起債となっているからであります。

そこでお尋ねいたしますが、本市においては、このソフト事業枠としての過疎債を発行する場合の上限枠はどれほどの額なのでしょうか。

さて、現在、経営改革プランを進める土別市立病院ですが、一般会計からは改革プラン作成に合わせ繰り出しのルールを見直し、最大限の負担をしているところですが、改革プランどおりの収支の改善には至っておらず、改革プランの見直しも含め更なる改革が急がれているところであります。市立病院に関しては、現在も医師、看護師の確保に関する各施策に始まり多くのソフト事業を進めていますが、これらを含め今回の改正過疎法の対象となるソフト事業は少ないと考えますが、それらはどのような事業かお答えください。

この過疎債ソフト事業枠を有効に活用することにより、7割の交付税措置による財源が生まれるという見方ができます。この財源を有効に使うためにも、ぜひとも過疎債のソフト事業枠を積極的に活用するべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（山居忠彰君） 牧野市長。

市長（牧野勇司君）（登壇） 井上議員の御質問にお答え申し上げます。

最初に私から地域担当職員制度における非管理職の参加機会について答弁申し上げ、ひとり暮らし高齢者世帯の実態調査については相山副市長から、地域医療確保における過疎債の積極的活用については総務部長から、商店街等が管理する街路灯への維持費助成については経済部長から、それぞれ答弁申し上げます。

初めに、地域担当職員制度について、若手職員も参加できる制度に広げるべきであり、公募を含め管理職以外の職員にも参加できる機会をつくるべきとの御提言がございました。制度の導入に当たりましては、既に御報告しておりますとおり、庁内にプロジェクトチームを設置し、先行事例等を参考としながら、本市として最適な体制づくりを図るべく検討を進めてきたところであり、その検討過程においては、どのような役割を担うのかを初め、区域設定の考え方や職員のいない地域の対応などのほか、今お話にありましたように対象とする職員の範囲や選択制の有無、公務なのか公務外なのかなどについても検討してきたところであります。

その結果、地域担当職員の活動については公務として取り扱うこと、また対象とする職員は

部長を除く管理職としたところであり、そのうち一部職員を専任する案もありましたが、最終的には対象となる管理職全員を任命いたしました。

これらの理由として、まず活動の取り扱いについては、先行自治体ではボランティアなど公務外として取り扱っている場合もありますが、居住地域が広く分散している本市においては、農村部を中心に職員がほとんど居住していない地域もあるため、職員自身の居住地以外を担当するケースも多く、車を使用して担当地域に向かわなければならないことや、勤務時間中に活動する場合も多いと想定されることから、公務扱いといたしたところでありました。したがって、地域担当職員として活動する際には公用車の使用を認めております。

職員の範囲についても、管理職に限らないことが望ましいとの考え方もあったところですが、夜間や土日・祝日など勤務時間外での活動も多く考えられることから、時間外勤務手当支給などの兼ね合いもあり、まずは管理職の範囲で設定することとしたところでありました。

お話しのように、管理職以外の職員、特に若手職員が地域に出向き地域に入り、地域の活動や実情などに触れ、地域の中で学んでいくことは極めて大切なことと認識しております。今回の制度導入に当たっての議論の中でも、若手職員も参加すべきとの意見が若手職員自身からも出されておりますし、また対象外職員の公募についての検討も行いましたが、まずは先ほど申し上げた体制でスタートしていくことを決定し、この春から導入に至ったものであります。

これまでの活動の状況といたしましては、4月にはそれぞれのグループ、職員の打ち合わせ会議が開催され、5月までの期間において、すべての地域において自治会の役員の方と担当職員との顔合わせが行われたところでありました。また、一部地域では要望等についての相談も受けているほか、この6月からは高齢者実態把握調査にも取りかかっているところであります。

まだ緒についたばかりの取り組みでありますので、新たな課題等の発生も考えられますが、1年程度は現行の体制で実施し実際の活動状況等を検証しながら、更に実効性の高い制度となるよう見直しや拡充を適宜図っていく考えであります。井上議員御提言のございました公募につきましても、職員の自発的な取り組みは極めて意義あるものと考えますので、その導入について今後検討してまいりたいと存じます。

以上申し上げまして私からの答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 相山副市長。

副市長（相山佳則君）（登壇） 私から、ひとり暮らし高齢者世帯の実態調査にかかわっての御質問にお答えいたします。

ひとり暮らし高齢者の実態調査につきましては、高齢者の方々が安心して健やかに生活を営むことができるよう、心身の状況や日常において困っていることなどの実態を調査し、地域で高齢者を支える仕組みづくりを推進していこうというものであります。

この調査につきましては、市内でひとり暮らしをされている65歳以上の高齢者約1,600人のうち、現時点において施設に入所されている方や入院されている方を除く在宅の1,200人を対

象として、地域のケアマネジャーや民生委員及び地域担当の市職員が自治会の協力をいただきそのお宅を直接訪問して調査を行うものであり、現在、既に取り組みを開始いたしているところであります。

そこで、今後このひとり暮らし高齢者の実態調査について継続して実施していく考えはないかとのことではありますが、ひとり暮らしの高齢者につきましては、年齢の経過とともに日常の困り事が増加したり、疾病等で心身の状態などが変化することが想定されますので、一度の調査だけでその後の実態の把握を行わないということにはならないものと考えております。

このようなことから、実態調査後に自治会、民生委員、社会福祉協議会、市などの関係者によって設立を計画しております高齢者を支えるネットワークの中で、高齢者への支援とあわせ、継続的な実態調査に当たってまいりたいと考えております。また、実態調査後に何らかの理由でひとり暮らしになられた高齢者や、もともとひとり暮らしをされていて65歳になる方、更には転入された方など、新たに対象となられる方につきましても、今後どのような方法で調査を実施するか検討いたしまして、市の地域包括支援センターや地域担当職員を中心に調査を実施し、実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

また、実態調査した結果ついて、その情報を自治会などと共有することについてであります。高齢者の方への今後の支援につきましては、実態調査集約後、そのデータに基づいた個々のニーズに即応して行われることになるわけでありまして、想定される具体的な支援の内容といたしましては、災害や急病などの緊急時の支援や、現在の福祉パトロール事業などを拡大しての声かけ、見守り活動、更には買い物、通院などの外出時の付き添い介助など、多くの支援が必要になるものと考えております。

このようなことから、この支援に当たりましては、本年度中での養成を計画いたしております生活介護支援サポーターを含め、自治会、民生委員、社会福祉協議会、市など関係機関の協力・連携のもとに推進する必要があり、このためには、井上議員お話しのように、自治会を初めとして支援に直接かかわる関係者が実態調査のデータについて共有する必要があると考えております。したがって、今後支援のために必要な情報につきましても、土別市個人情報保護条例に基づき、土別市個人情報保護情報公開審査会に諮り、自治会などにおいて情報の共有化が図られますよう鋭意努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君）（登壇） 私から地域医療確保における過疎債の活用についてお答えいたします。

いわゆる過疎法は、人口の減少などに伴い生産機能及び生活環境の整備等がほかの地域に比べおこなわれている地域について、必要な財源措置などを講ずることにより、地域振興や活性化、更には自立促進あるいは格差の是正を図ることを目的に、1970年に制定されたものであります。これまで3回の期限延長が行われ、本年3月に現行法である過疎地域自立支援促進特別措置法

の期限を迎えたところでありますが、過疎地域の現状にかんがみ、その有効期限を平成28年3月31日まで延長するとともに、過疎地域の該当要件の緩和のほか、本来建設事業等が対象となる過疎債に地域医療の確保、住民の交通手段の確保、集落の維持及び活性化等のソフト事業を追加し、この4月から施行されたものであります。

そこで、本市の過疎債のソフト事業分についてのお尋ねであります。

まず、発行限度額であります。市町村ごとの地方交付税算定における基準財政需要額及び財政力指数をもとに算出され、財政力の弱い団体、合併市町村に有利となるよう配慮されており、本市では約1億5,700万円が発行可能と試算をいたしております。本市の場合、地域医療の確保のほか、地域生活バス路線確保対策事業、敬老バス事業、寒冷地作物奨励事業、住宅新築・改修助成事業などのソフト事業で過疎債活用が可能と考えておりますが、過疎債を活用するためには過疎地域自立促進市町村計画を策定し、議会の議決を得た後に国へ計画を提出しなければならないものであり、現在計画の策定作業に着手するとともに、計画に関連する各種事業計画の見直しなどについて、先般、全庁の課長会議を開催する中で準備を進めているところであります。

ただ、これらの取り扱いについては、行政の内部管理経費、法令に基づき負担する経費、起債の償還に係る経費が対象外とされているほかは、いまだその内容が不透明な状況にもあり、病院会計に対する繰出金のうち、過疎債の対象となる項目などについて今後北海道との協議が必要であります。計画の概要が固まった段階で議会にも御相談を申し上げ、本年第3回定例会において議決をいただく考えにあります。

お話にありましたように、今回の過疎債のソフト事業へ対象拡大は本市にとっても非常に有利な財源措置となり、市立病院への対応など今後の財政運営に大きな役割を果たすものと考えておりますので、現在の総合計画に掲げたソフト事業の財源としての活用を基本としながら、市長のマニフェストとの整合性も図る中で、本市が抱える課題の解決に向け、市町村計画の策定、過疎債の有効活用に当たってまいりたいと考えております。

以上申し上げます。答弁といたします。（降壇）

議長（山居忠彰君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君）（登壇） 私から商店街等が管理する街路灯についてお答えをさせていただきます。

初めに、市内に設置されている街路灯についてであります。井上議員お話しのとおり、国や道、市が夜間通行の安全確保のために設置した道路照明のほか、自治会が地域の犯罪防止と夜間の交通安全のために設置している防犯街灯、更には、商店街振興組合などが通りの防犯と夜間の交通の安全確保にあわせて地域商店街の振興を図る目的で設置した街路灯がございます。また、これらの管理につきましては、国道・道道・市道の道路照明については道路管理者が、自治会の防犯街灯は各自治会が、更に商店街振興組合などが設置した街路灯については設置者が維持管理を行うこととなっております。

そこで、現在、商店街振興組合などが管理している街路灯についてであります。これまで士別市中小業振興条例に基づき設置の助成をいたしました街路灯は、平成15年度に士別市中心商店街振興組合が設置した停車場通り、及び平成16年度に士別市堺通り振興会が設置した現在のいぶき通りの2カ所です。このうち停車場通りには9灯が設置されており、停車場通り振興会が維持管理を行っております。また、いぶき通りには10灯が設置されており、いぶき通り振興会が維持管理を行っていましたが、本年4月から、生涯学習情報センターの来館者の利便上、市の管理とした2灯を除く8灯の電気料について、自治会管理の防犯街灯として助成をいたしているところでもあります。

そのほか、商店街や振興会などが維持管理する街路灯につきましては、西6・7街振興会の23灯、すずらん通り会の8灯、三愛通り会の3灯の計3カ所の設置区域がございます。なお、寿通りの街路灯につきましては、当初八日会が設置し管理しておりましたが、現在は防犯街灯として自治会が管理いたしております。

次に、これら商店街や振興会などが管理する街路灯の維持費の助成はできないかとお尋ねでございます。

商店街振興組合などが設置した街路灯につきましては、先ほど申し上げましたとおり、設置者が責任を持つて行うことになっておりますが、これらの街路灯は地域住民の安全な夜間通行や防犯街灯としての重要な役割も果たしているところでもあります。議員お話しのように、商店街振興会等は高齢化や閉店などにより振興会の構成員が減少し、構成員の負担が大きくなるなど、維持管理に苦慮しているところもあると伺っているところでもあります。

将来的に街路灯の維持管理が困難となった場合には、前段お話しいたしましたように、いぶき通りのように、まずは関係自治会と地域の防犯街灯として管理すべきかどうかを協議していただき、管理すべきと認められた街路灯について、自治会活動補助金交付要綱に基づく助成制度を利用していただくことが第一と考えております。必要な場合には市も協議に加わるなど、街路灯の維持管理が円滑に実行でき、地域の安全が維持できますよう協力をしてまいりたいと存じます。

以上申し上げまして答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（山居忠彰君） 井上議員。

13番（井上久嗣君）（登壇） 商店街等が管理する街路灯の件につきまして若干再質問をさせていただきます。

私の質問の中で述べさせていただいたとおり、確かに自治会に移管することによって自治会に補助金をいただけるという形になるのは事実でありまして、現に今答弁いただきましたとおり、いぶき通りがそういう形で解決を見たというのは事実であります。そこに関連する自治会が非常に多いと、本数がその自治会によって多いところもあれば少ないところもあると、またそれぞれの自治会の総会もありますし、役員会もある等々、調整しなきゃならないことが多々ございまして、たまたまうまくいった場合はそれでいいんですけども、うまくいかなか

ったときには、市はもうそれ以上のことは知りませんよという形になってしまうというのが、今の答弁の結果かなと思います。

そうであれば、現実にそれだけの苦勞をすることによって結果的に仮に自治会への帰属を移せたとして市が半分電気代を助成するのであれば、条例をつくるなり要綱をつくるなりし、そういう状況に陥る前に今の振興会に、市長が特別に認めるものという何か一行でも構いませんので直接補てんでできるようにしなければ、また話が戻りますけれども、今言ったまは自治会の中で調整をするのが第一なんだということで答弁が終わっていますので、調整がつかなければ市はもうその先は今のところ何も考えていませんというふうにししかとれませんが、それじゃ私の質問の真意が何も伝わっていない部分がございます、ぜひそこから一步踏みこんで、今お聞きするとそんな大した本数の、各振興会が持っている街路灯の数はそんなにたくさんあるわけじゃありませんので、その都度その時々苦慮することが考えられるのであれば、もっと前向きな制度をつくるということをおある意味検討していただきたいと重ねて申し上げますが、いかがでしょうか。（降壇）

議長（山居忠彰君） 伊藤経済部長。

経済部長（伊藤 暁君）（登壇） 井上議員の再質問にお答えをいたします。

道路照明及び街路灯等々について基本的に助成します考え方といたしましては、夜間の交通安全の確保なり犯罪防止ということを第一義に考えて助成をいたしているところであります。

したがいまして、先ほど井上議員からありましたように、確かに商店街の中には自治会が3つ4つ重なってしまって、一部自治会は話がついたけれども、こっちについては理解が得られなかったという部分もあるというふうに思いますし、いぶき通りのときにも大変御苦勞があったというふうに聞いております。

したがいまして、私どもが御答弁申し上げましたのは、そういうときには市の生活環境課も経済部の担当課も入って話をしながらそういう形に持って行って、防犯街灯として調整をしながら市民の安全を守りたいというふうを考えておりますので、御理解をいただきたいと思いません。（降壇）

議長（山居忠彰君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

御苦勞さまでした。

（午後 2時06分散会）